

風水害等対策計画編

2 風水害対策計画

第3章 災害復旧計画

目 次

第1節	公共施設の災害復旧計画.....	207
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画.....	209
第3節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画.....	213
第4節	その他の保護計画.....	227

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成するものとする。

第1 災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
 - (2) 砂防設備事業復旧計画
 - (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
 - (2) その他施設
 - ア 林業施設事業復旧計画
 - イ 共同利用施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道等災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについて、県又は市その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

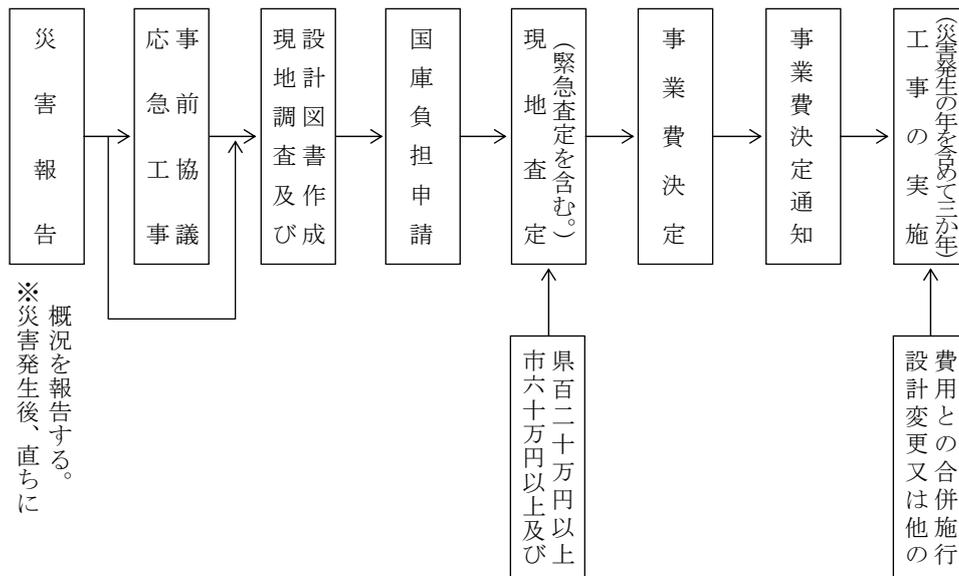
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

6 公共土木施設災害復旧事業（河川、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道）の取扱い手続は次のとおりである。

(1) 公共事業について



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同法施行令（昭和26年政令第107号）、同法施行規則（昭和26年運輸省令第46号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の原因となると認められるものは、県単事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- 3 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- 4 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 7 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（この節において以下「暫定措置法」という。）

第2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令（昭和37年政令第403号）第2条・第3条）
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業
公共土木施設災害復旧事業施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路、砂防を除く。）
 - (3) 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事

業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第2項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体及び地方独立行政法人が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により、市が設置した施設の災害復旧事業

(9) 知的障害者援護施設災害復旧事業

知的障害者福祉法第19条の規定により市が設置した施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定により県の支弁に係る感染症予防事業及び同法57条の規定により市長が行う感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連

事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を3万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大した。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額250万円に政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について、7年以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例措置

ア 激甚法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

イ 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)による貸付金の償還期間の特例
激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対する再建資金の貸付の特例が定められている。

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに20万円以上のものである。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が250円以上で、1つの学校について、幼稚園は20万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校は30万円以上、小、中学校は50万円以上、高等学校は70万円以上、短大は80万円以上、大学は100万円以上の場合である。

(3) 日本私学振興財団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

(4) 市が施行する感染症予防事業に関する特例

(5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(6) 水防資材費の補助の特例

水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が25万円をこえる水防管理団体。

なお、補助率は1/3である。

(7) 災害公営住宅建設事業に対する補助の特例

(8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに農林漁業金融公庫法により融資する。

- 1 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- (1) 貸付の内容

- ア 貸付の相手方

- 被害農林漁業者

- イ 貸付対象事業

- 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金

- ウ 貸付利率 年6.5%以内（利率はその都度定める。）

- エ 償還期限 6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

- オ 貸付の限度額 被害農林漁業者当り200万円以内（激甚災害のときは250万円）

- カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

- キ その他 市長の被害認定が必要である。

- 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ア 貸付の相手方 被害農林漁業者

- イ 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（知事が定めるものに限る。）、家畜、しいたけほだ木、漁具（知事が定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（知事が定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

- ウ 貸付利率 年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は年3%以内）

- エ 償還期限 6年以内

- オ 貸付限度額 被害農林漁業者当り200万円以内

- カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

- キ その他 市長の被害認定が必要

- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

- ア 貸付の相手方 被害組合

- イ 貸付対象事業 指定災害により被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金

ウ 貸付利率	年6.5%以内
エ 償還期限	3年以内
オ 貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
カ 貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

ア 貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
イ 貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
ウ 貸付利率	年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は年3%以内）
エ 償還期限	12年以内（共同利用施設は15年以内）
オ 貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
カ 貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
キ その他	市長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

ア 償還期限	15年（据置3年を含む。）以内
イ 貸付利率	年0.8%（5年以内）～1.6%（融資期限により設定される） ※H15.12.18現在の利率
ウ 貸付限度額	負担する額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額
エ 担保	保証若しくは担保
オ その他	農・漁業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫）の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は、次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

5 県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

1 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
イ 貸付限度	{ (ア) 木造等 1,100万円以内 (イ) 耐火、準耐火 1,160万円以内
ウ 土地取得費	770万円以内
エ 整地費	380万円以内
オ 償還期間	{ (ア) 木造等 25年以内 (イ) 準耐火 30年以内 (ウ) 耐火 35年以内

2 補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者
イ 貸付限度	{ (ア) 木造等 10万円以上590万円以下 (イ) 準耐火、耐火 10万円以上640万円以下
ウ 移転費	380万円以内
エ 整地費	380万円以内
オ 償還期間	20年以内

3 県及び市の措置

(1) 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合に市長は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構南関東支所に申し出るととも

に、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第4 生活福祉資金貸付

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づき、災害により被害を受けだ低所得者世帯に対し、経済的自立及び、生活意欲の助長促進等が図られると認められる者について、民生委員及び笠間市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

「生活福祉資金貸付内容一覧」(平成21年10月1日現在)

資金種類/資金の目的		貸付対象世帯				貸付上限額 (千円)	据置 期間	償還 期限	利子 (年)
		低 所 得	障 害 者	高 齢 者	生 活 保 護				
総合 支 援 資 金	生活支援費	○	—	—	—	貸付は12月以内 二人以上世帯 200 単身世帯 150	6月以内 ※1	20年	1.5% ※3
	住宅入居費	○	—	—	—	400			
	一時生活再建費	○	—	—	—	600			
福祉 資 金	福祉 費	○	○	○	○	4,600	6月以内 ※1	20年	1.5% ※3
	生業を営むために必要な経費	○	○	○	○	4,600			
	技術習得に必要な経費及びその機 関の生計を維持するために必要な 経費	○	○			習得期間 6月程度 1,300 1年程度 2,200 2年程度 4,000 3年以内 5,800		8年	
	住宅の増改築、補修等及び公営住 宅の譲り受けに必要な経費	○	○	○	○	2,500		7年	
	福祉用具等の購入に必要な経費		○	○	—	1,700		8年	
	障害者用自動車の購入に必要な経 費	—	○	—	—	2,500		8年	
	中国残留邦人等にかかる国民年金 保険料の追納に必要な経費	○	○	○	○	5,136		10年	
	負傷または疾病の療養に必要な経 費(健康保険の例による医療費の 自己負担額のほか、移送経費等療 養に付随する経費を含む)及びそ の療養期間中の生計を維持するた めに必要な経費	○	—	○	—	療養期間1年以内 1,700 1年超1年6月以内 2,300 ※2		5年	
介護サービス、障害者サービス等	○	○	○	○	受給期間1年以内	5年			

	を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費					1,700 1年超1年6月以内 2,300 ※2			
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○	○	○	○	1,500		7年	
	冠婚葬祭に必要な経費	○	○	○	○	500		3年	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○	○	○	○	500		3年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	○	○	○	○	500		3年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	○	500		3年	
	緊急小口資金	○	○	○	—	100	2月以内 ※1	8月	無利子
教育支援資金	教育支援費	○	—	—	—	高校 月 35 高専 月 60 短大 月 60 大学 月 65	卒業後 6月以内	20年	無利子
	就学支度費	○	—	—	—	500			

※1 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、貸付の日から据置期間を2年以内とすることができる。

※2 世帯の自立のために必要と認められるときに限る。

※3 連帯保証人がいる場合は無利子。

第5 母子寡婦福祉資金

県は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

(住宅資金)

- (1) 対象者 母子家庭の母または寡婦
- (2) 貸付限度 150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- (3) 償還期間 6ヶ月以内の措置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
- (4) 貸付利率 年3%ただし据置期間中は無利子

第6 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び受付

県(生活環境部、福祉部)、市、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

なお、募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

2 委員会の設置

県（生活環境部、福祉部）、市、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

(1) 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

(2) 委員会の設置

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

ア 茨城県

イ 茨城県市長会

ウ 茨城県町村会

エ 日本赤十字社茨城県支部

オ 茨城県共同募金会

カ 株式会社茨城新聞

キ 株式会社茨城放送

3 義援金品の保管

一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、市の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

第7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第101号）の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支

給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明書の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

1 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	・市において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	配偶者、父母、子、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

2 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	・市において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支 給 額	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
遺 族 の 範 囲	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

3 災害援護資金の貸付

対 象 災 害	・災害救助法の救助が行われた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
貸 付 限 度 額	① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170(250)万円 ④ 住居の全壊 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 特別の事情がある場合は()内の額	
貸 付 条 件	所 得 制 限	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)
		1 人 220万円
		2 人 430万円
		3 人 620万円
		4 人 730万円
		5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。
貸 付 利 率	年3%(据置期間は無利子)	
据 置 期 間	3年(特別の事情のある場合は5年)	
償 還 期 限	10年(据置期間を含む)	
償 還 方 法	年賦又は半年賦	
貸 付 原 資 負 担	国(2/3)、県(1/3)	

第8 郵政関係保護

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書留1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは郵便局株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、笠間市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊に順ずる程度の被害を受けたと認められる世帯である（支援法第2条第2号）。全壊には、全焼及び全流出が含まれる。全壊に順ずる程度の被害を受けたと認められるものとしては、次の世帯がある。

ア その住家が半焼し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるにいたった世帯（支援法施行令第2条第1号）

イ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の理由により、その住家が

居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(支援法施行令第2条第2号)

ウ その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(上記ア、イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

- (2) 住家の減失等の算定及び住家及び世帯の単位
災害救済法における基準を参照

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した笠間市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した笠間市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) 5人以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した笠間市の区域にあって、上記、(1)、(2)、(3)に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第4号)

3 支援法の適用手続き

- (1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被害者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」別記様式1)で兼ねることができるものとする。

別記様式2(被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書)

- (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金支給の基準

- (1) 支給対象世帯の対象経費と支給限度額

支援金支給の対象となるのは、大規模半壊以上の被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する資金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の2つの支援金の合計額となる。

(単位:万円)

区分		基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住宅の再選方法 ②	計 ①+②
複数世帯 (世帯の構 成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単身世帯 (世帯の構 成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

別記(被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表)

(2) 支給対象経費

支給対象となる経費は、次のとおりとする。

ア 生活関係経費

(7) 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 自然災害により負傷し又は疾病にかかった者の医療費

(ロ) 住居の移転費又は移転のための交通費

(ハ) 住居を賃借する場合の礼金

イ 住居関係経費

(7) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円を限度)

(イ) 住宅の解体(除去)・撤去・整地費

(ロ) 住宅の建設・購入又は補修のための借入金等の利息

(ハ) ローン保証料、その他の住宅の建替え等に係る諸経費

5 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類

ウ 要援護世帯であることが確認できる書類

エ 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

(1) 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

別記様式1

保健福祉部 厚生総務課	被害状況報告表	発生 中間 決定	様式		
年 月 日 時現在					
笠 間 市					
① 災害発生の日時					
② 災害発生の場所					
③ 災害発生の原因					
④ 災 害 の 状 況					
区 分		棟	世 帯	人	備 考
ア	人的被害	死 傷	/	/	
イ		行 方 不 明 者	/	/	
ウ		負 重 傷	/	/	
エ		負 軽 傷	/	/	
オ	住家被害	全壊・全焼又は流失	棟	世 帯	人
カ		半 壊 又 は 半 焼			
キ		一 部 破 損			
ク		床 上 浸 水			
ケ		床 下 浸 水			
⑤ 救助の措置					
救助の種類					
区 分					
ア	すでに措置したもの				
イ	今後措置を要するもの				
⑥ その他の特記事項					
年 月 日 時報告					
茨城県保健福祉部長殿 (地方福祉事務所経由)					
(報告者) 笠間市災害対策本部長 報告書作成者 職氏名					
㊞					
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

被災者生活再建支援法の適用

番 号
年 月 日

被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

茨城県知事 殿

笠間市長 ㊟

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
災 害 の 原 因 及 び 概 況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1:被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市にあつては全ての項目を記載すること。

注2:被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表

支給対象となる要援護世帯		必要な書類
心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の状況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯	・療育手帳の写し ・医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・精神障害者保健福祉手帳の写し
1, 2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯	・障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯	・手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯	・戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生大臣又は厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯	①被爆者健康手帳の写し ②厚生大臣又は厚生労働大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特急～2級に該当する方が同居している世帯	・決定通知書など障害の程度が認定できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯	・医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1, 2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯	・笠間市長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯	・各種医療受給者証等の写し
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯(児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。)	・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本等
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に看護されていない児童が同居している世帯	・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本等
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯	・生活保護適用(受給)証明書

第4節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。